

防衛型侵害対策支援事業 ～申請から補助金助成までの流れ～

実施期間	実施フロー	実施内容、留意点等
10月31日まで	〔0〕申請内容打合せ	具体的な被害状況、詳しい申請内容等につき、担当者との打ち合わせを行います。
	〔1〕申請書の提出	申請書に、登記簿謄本の写し、会社の事業概要、直近の決算書の写し等、係争国での産業財産権の権利証の写し等、係争が始まったことを証明する書類等、暴力団排除に関する誓約事項及び役員名簿、その他必要な書類を添付し、ご提出ください。
	〔2〕審査	〔1〕の書類を基に、助成の可否を決定します。
採択後、12月31日まで	〔3〕結果を通知	〔2〕の審査の結果、採択となった場合には、ジェットロより申請者に対し、採択通知を発送します。
	〔4〕助成対象経費の支出	助成対象となる経費が発生する際は、その支出を証明する各種資料の添付が必要です。 例：弁護士・弁理士への相談等訴訟前費用、 訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用 助成対象となるのは、 採択後から12月31日 の間に発生した経費です。
1月31日まで	〔5〕実績報告書の提出	実績報告書 に必要項目を記入のうえ、 1月31日までに ジェットロまでご提出ください。
3月末まで	〔6〕確定支払額を通知	〔5〕で提出された実績報告書に基づき、ジェットロは補助金額を確定のうえ、通知します。
	〔7〕補助金支払請求書の提出	〔6〕で確定支払額通知を受けましたら、ジェットロに精算請求書をご提出ください。
	〔8〕補助金の支払	ジェットロは〔7〕で精算請求書を受領後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。

